

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第64期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
【会社名】	株式会社ケーブイケー(商号 株式会社 K V K)
【英訳名】	KVK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 末松 正幸
【本店の所在の場所】	岐阜県岐阜市黒野308番地
【電話番号】	(058) 239 - 3111
【事務連絡者氏名】	経理部長 中島 宏樹
【最寄りの連絡場所】	岐阜県岐阜市黒野308番地
【電話番号】	(058) 239 - 3111
【事務連絡者氏名】	経理部長 中島 宏樹
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第63期 第3四半期 連結累計期間	第64期 第3四半期 連結累計期間	第63期 第3四半期 連結会計期間	第64期 第3四半期 連結会計期間	第63期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(千円)	16,522,999	16,674,486	5,458,801	5,929,156	22,015,209
経常利益	(千円)	1,042,839	1,243,497	411,573	548,292	1,372,408
四半期(当期)純利益	(千円)	638,996	735,517	93,670	338,380	815,247
純資産額	(千円)	-	-	9,723,608	10,297,581	9,918,010
総資産額	(千円)	-	-	19,844,567	19,686,066	19,720,927
1株当たり純資産額	(円)	-	-	590.79	625.29	602.71
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	38.93	44.83	5.70	20.62	49.67
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	38.57	44.12	5.64	20.26	49.18
自己資本比率	(%)	-	-	48.9	52.1	50.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	959,111	332,154	-	-	2,092,111
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	271,275	548,599	-	-	539,726
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	180,408	332,604	-	-	923,758
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	-	-	1,564,280	1,139,236	1,721,749
従業員数	(人)	-	-	1,064	1,075	1,046

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	1,075(232)
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(嘱託及び準社員)は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	643(106)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除く)であり、臨時雇用者数(嘱託及び準社員)は、当第3四半期会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1)生産実績

当社グループは、水栓金具専門メーカーとして、同一セグメントに属する水栓金具の製造、販売を行っているため、生産実績のセグメント情報の記載は省略しております。

当第3四半期連結会計期間の生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
単独水栓(千円)	770,067	1.8
湯水混合水栓(千円)	1,742,890	22.1
シャワー付湯水混合水栓(千円)	2,494,858	2.5
その他(千円)	890,767	16.3
合計(千円)	5,898,584	9.0

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2)受注状況

当社グループは、大部分の品目につき見込み生産を行っておりますので、記載を省略しております。

#### (3)販売実績

当社グループは、水栓金具専門メーカーとして、同一セグメントに属する水栓金具の製造、販売を行っているため、販売実績のセグメント情報の記載は省略しております。

当第3四半期連結会計期間の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
単独水栓(千円)	744,737	4.6
湯水混合水栓(千円)	1,655,475	5.5
シャワー付湯水混合水栓(千円)	2,363,668	11.0
その他(千円)	1,165,274	11.2
合計(千円)	5,929,156	8.6

(注) 1. 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
パナソニック電工住宅設備株式会社	-	-	920,419	15.5

2. 前第3四半期連結会計期間のパナソニック電工住宅設備株式会社については、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は行われておりません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日～平成22年12月31日)におけるわが国経済は、新興国向け輸出の増加や政府の経済刺激策などにより一部に景気回復の兆しが見られるものの、雇用・所得環境は依然として厳しく、株価の低迷、急激な円高の進行、慢性的なデフレの影響が懸念されるなど先行き不透明感が払拭されない状況のまま推移しております。

水栓業界におきましては、ハウスメーカーのアジア展開が加速するなか、住宅ローン減税制度の拡充、住宅エコポイント制度、住宅取得時における生前贈与の非課税限度枠の拡大などの住宅取得促進策が追い風となり、持家や分譲を中心に新設住宅着工戸数に持ち直しの兆しが見られるようになりましたが、全体としては低調に推移しました。このようなもとの、当社グループは、水栓金具のトップメーカーをめざし、“変革のスピードアップと質の進化”を着実に推し進めてまいりました。

商品面では、お客様の価値観が多様化し、快適な暮らしへの要望がますます高まるなかで、お客様が抱えている課題を的確に把握し、水栓金具の「床上の水まわり」から配管や継手の「床下の水まわり」まで「家一軒分の水まわり」の商品づくりに取り組んでおります。

営業面では、お客様との関係をより密にし、消費者に近い販売店・水道工事店への川上営業を強化し、新規開拓および採算性を重視した受注活動に努めるとともに、昨年10月に特定施設水道連結型スプリンクラー設備用停滞水防止継手を発売し、防災設備市場へ新規参入いたしました。今までと違う商流を開拓することにより新たな需要の掘り起しを行っております。

生産面では、K P S (KVK Production System)活動を柱に、需要の変化に柔軟な対応ができる最適生産をめざし、受注から製造・調達・出荷までの仕組みの再構築を推し進め、生産性・稼働率のアップ、仕入れコストの抜本的な見直しにつなげ工場の付加価値向上に注力してまいりました。

現在、大連工場については、生産拠点としてだけでなく、重要なマーケットとして捉え、中国向けの商品開発や市場調査を進めております。

こうした諸施策の結果、当第3四半期の連結会計期間の業績につきましては、売上高59億29百万円(前年同期比8.6%増)となりました。損益面につきましては、原材料価格が上昇傾向にあるなか、グループ一丸となって、在庫圧縮、経費の削減などコスト管理を徹底し、引き続き固定費・変動費の引下げに努め、営業利益5億21百万円(前年同期比28.0%増)、経常利益5億48百万円(前年同期比33.2%増)となりました。四半期純利益は、前年同期に貸倒引当金繰入額や減損損失が計上されたこともあり特別損益が好転し、3億38百万円(前年同期比261.2%増)となりました。

## (2) 財政状態の分析

資産は、前連結会計年度末に比べて34百万円減少し、196億86百万円となりました。これは主に受取手形及び売掛金が8億19百万円増加した一方で、現金及び預金が5億82百万円、原材料及び貯蔵品が1億82百万円、機械装置及び運搬具が1億2百万円減少したことによりです。

負債は、前連結会計年度末に比べて4億14百万円減少し、93億88百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金が1億43百万円、長期借入金が2億80百万円減少したことによりです。

純資産は、前連結会計年度末に比べて3億79百万円増加し、102億97百万円となりました。

なお、この結果、自己資本比率は52.1%となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は11億39百万円となり、前第3四半期連結会計期間末と比較して4億25百万円の減少となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の営業活動による資金の減少は1億21百万円となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益を5億53百万円、減価償却費を1億75百万円計上したこと及び、仕入債務が1億72百万円増加した一方で、売上債権が7億53百万円、その他の資産が94百万円増加し、法人税等の支払額が1億74百万円発生したことによるものです。前年同期に比べ5億44百万円の減少となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の投資活動による資金の減少は2億22百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が2億30百万円発生したことによりです。前年同期に比べ1億24百万円の支出の増加となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の財務活動による資金の増加は2億円となりました。これは主に短期借入金が増加した一方で、配当金の支払額が87百万円発生したことによりです。前年同期は3億2百万円の資金の減少でした。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は90百万円であります。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	46,241,000
計	46,241,000

## 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,531,157	16,531,157	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 1,000株であります。
計	16,531,157	16,531,157	-	-

## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月26日 取締役会決議	
第3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数	68個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	68,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり金1円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年6月27日～平成50年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
4. 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( )新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( )新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

## 交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めるときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

平成21年6月25日 取締役会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	125個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	125,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり金1円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成21年6月26日～平成51年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 . 当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
4. 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( )新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( )新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

## 交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めるときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

平成22年 6月25日 取締役会決議	
第3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数	104個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	104,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり金 1円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年 6月26日 ~ 平成52年 6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 . 当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
4. 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( )新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( )新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

## 交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めるときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

## ( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## ( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## ( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	16,531,157	-	2,831,425	-	2,999,825

## ( 6 ) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、北村博志氏及びその共同保有者から平成22年11月10日付で東海財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成22年11月4日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けており、実質所有状況を確認しております。

なお、その大量保有報告書の変更報告書内容は以下のとおりであります。

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
北村 博志	岐阜県岐阜市	794	4.80
有限会社北村興産	岐阜県岐阜市黒野320番地の1	1,964	11.89
北村 りか	岐阜県岐阜市	62	0.38
計		2,820	17.06

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 127,000	-	1(1) 発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,163,000	16,163	同上
単元未満株式	普通株式 241,157	-	-
発行済株式総数	16,531,157	-	-
総株主の議決権	-	16,163	-

- (注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式530株が含まれております。  
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式114株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社K V K	岐阜市黒野308番地	127,000		127,000	0.77
計	-	127,000		127,000	0.77

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	269	264	260	288	296	280	280	264	282
最低(円)	231	231	246	255	264	270	252	251	257

- (注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQにおけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	研究開発本部長、 品質保証室担当	取締役	研究開発本部長兼 開発部長、 品質保証室担当	長屋 修道	平成22年7月1日

## 第5【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アンピシヤスによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,139,236	1,721,749
受取手形及び売掛金	8,781,182	7,961,803
商品及び製品	956,899	964,029
仕掛品	656,476	565,430
原材料及び貯蔵品	1,243,895	1,426,760
その他	533,397	434,920
貸倒引当金	108,260	114,170
流動資産合計	13,202,827	12,960,523
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	1,721,168	1,823,863
土地	2,065,382	2,065,382
その他(純額)	2,059,341	2,099,833
有形固定資産合計	5,845,892	5,989,079
無形固定資産		
投資その他の資産	123,851	146,507
投資有価証券	209,547	258,753
その他	448,331	528,288
貸倒引当金	144,384	162,224
投資その他の資産合計	513,494	624,817
固定資産合計	6,483,238	6,760,404
資産合計	19,686,066	19,720,927
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,334,311	4,478,217
短期借入金	2,360,000	2,205,000
未払法人税等	343,323	330,198
その他	1,339,539	1,437,428
流動負債合計	8,377,174	8,450,844
固定負債		
長期借入金	380,000	660,000
退職給付引当金	250,704	245,160
負ののれん	144,028	193,884
その他	236,577	253,028
固定負債合計	1,011,310	1,352,072
負債合計	9,388,484	9,802,917

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,831,425	2,831,425
資本剰余金	2,999,825	2,999,825
利益剰余金	4,918,389	4,363,346
自己株式	24,398	22,820
株主資本合計	10,725,241	10,171,775
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15,681	15,945
為替換算調整勘定	452,357	297,116
評価・換算差額等合計	468,039	281,171
新株予約権	40,379	27,406
純資産合計	10,297,581	9,918,010
負債純資産合計	19,686,066	19,720,927

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	16,522,999	16,674,486
売上原価	12,316,843	12,334,888
売上総利益	4,206,155	4,339,597
販売費及び一般管理費	3,169,928	3,175,280
営業利益	1,036,226	1,164,316
営業外収益		
受取利息	534	716
受取配当金	3,713	4,346
負ののれん償却額	49,855	49,855
為替差益	-	4,895
その他	68,522	71,889
営業外収益合計	122,626	131,704
営業外費用		
支払利息	80,099	25,012
売上割引	24,967	24,192
為替差損	5,248	-
その他	5,699	3,317
営業外費用合計	116,014	52,522
経常利益	1,042,839	1,243,497
特別利益		
固定資産売却益	257	9,000
貸倒引当金戻入額	-	8,140
投資有価証券売却益	-	155
特別利益合計	257	17,296
特別損失		
固定資産売却損	523	478
固定資産除却損	38,266	47,352
貸倒引当金繰入額	154,400	-
減損損失	75,383	-
特別損失合計	268,574	47,831
税金等調整前四半期純利益	774,521	1,212,963
法人税、住民税及び事業税	97,013	494,988
法人税等調整額	38,512	17,543
法人税等合計	135,525	477,445
少数株主損益調整前四半期純利益	-	735,517
四半期純利益	638,996	735,517

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	5,458,801	5,929,156
売上原価	3,953,453	4,275,258
売上総利益	1,505,348	1,653,897
販売費及び一般管理費	1,098,199	1,132,555
営業利益	407,148	521,342
営業外収益		
受取利息	132	107
受取配当金	1,270	1,476
負ののれん償却額	16,618	16,618
その他	31,099	30,873
営業外収益合計	49,120	49,076
営業外費用		
支払利息	22,905	7,330
売上割引	8,383	7,962
為替差損	11,251	5,668
その他	2,154	1,165
営業外費用合計	44,695	22,126
経常利益	411,573	548,292
特別利益		
固定資産売却益	-	9,000
特別利益合計	-	9,000
特別損失		
固定資産売却損	4	84
固定資産除却損	8,068	3,307
貸倒引当金繰入額	154,400	-
減損損失	75,383	-
特別損失合計	237,857	3,391
税金等調整前四半期純利益	173,716	553,901
法人税、住民税及び事業税	16,866	229,362
法人税等調整額	63,179	13,842
法人税等合計	80,045	215,520
少数株主損益調整前四半期純利益	-	338,380
四半期純利益	93,670	338,380

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	774,521	1,212,963
減価償却費	474,713	511,357
減損損失	75,383	-
株式報酬費用	-	12,972
負ののれん償却額	49,855	49,855
退職給付引当金の増減額(は減少)	18,312	5,544
貸倒引当金の増減額(は減少)	155,694	23,750
受取利息及び受取配当金	5,115	5,760
支払利息	105,067	49,205
為替差損益(は益)	22,013	10,174
投資有価証券売却損益(は益)	-	155
有形固定資産売却損益(は益)	266	8,521
有形固定資産除却損	38,266	47,352
売上債権の増減額(は増加)	243,012	843,222
たな卸資産の増減額(は増加)	715,119	59,726
仕入債務の増減額(は減少)	331,994	13,139
その他の資産の増減額(は増加)	234,996	14,784
その他の負債の増減額(は減少)	427,579	100,522
小計	1,086,805	858,803
利息及び配当金の受取額	5,371	5,760
利息の支払額	104,544	49,111
法人税等の支払額	28,520	483,297
営業活動によるキャッシュ・フロー	959,111	332,154
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	246,314	535,889
有形固定資産の売却による収入	8,744	9,136
投資有価証券の取得による支出	13,538	3,506
投資有価証券の売却による収入	100	367
その他の支出	20,316	18,706
その他の収入	50	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	271,275	548,599
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	560,000	180,000
長期借入金の返済による支出	490,000	305,000
リース債務の返済による支出	27,728	36,705
自己株式の取得による支出	556	1,577
配当金の支払額	234,163	169,322
その他の収入	12,038	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	180,408	332,604
現金及び現金同等物に係る換算差額	28,851	33,463
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	478,575	582,512
現金及び現金同等物の期首残高	1,085,704	1,721,749
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,564,280	1,139,236

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これに伴う損益に与える影響はありません。

## 【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

## 【四半期連結財務諸表の作成に当たり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
税金費用の計算 税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

## 【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(退職給付引当金) 当社は、従来より税制適格年金制度及び退職一時金制度を採用しておりましたが、平成22年6月1日より税制適格年金制度を確定給付企業年金制度に移行しております。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。この移行に伴い、負の過去勤務債務が22,646千円発生し、平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法より償却しております。これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ1,321千円増加しております。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 10,268,856千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 10,076,036千円

## (四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの	1 販売費及び一般管理費の主なもの
給料手当 945,642千円	給料手当 981,883千円
退職給付引当金繰入額 41,146千円	退職給付引当金繰入額 36,062千円
貸倒引当金繰入額 1,368千円	

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの	1 販売費及び一般管理費の主なもの
給料手当 326,528千円	給料手当 334,342千円
退職給付引当金繰入額 13,636千円	退職給付引当金繰入額 11,950千円
	貸倒引当金繰入額 21,756千円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 1,564,280千円	現金及び預金 1,139,236千円
現金及び現金同等物 1,564,280千円	現金及び現金同等物 1,139,236千円

## (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

- 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 16,531,157株
- 自己株式の種類及び株式数  
普通株式 127,314株
- 新株予約権等に関する事項  
ストック・オプションとしての新株予約権  
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 40,379千円
- 配当に関する事項  
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	82,050	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	98,424	6.00	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

## 5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

当社グループの事業内容は、給水栓・給排水金具の製造・加工及び販売を主事業としている専門メーカーであるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当社グループは、水栓金具専門メーカーとして、同一セグメントに属する水栓金具の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

該当事項はありません。

## ( 賃貸等不動産関係 )

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載を省略しております。

## ( 1株当たり情報 )

## 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 625.29円	1株当たり純資産額 602.71円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	10,297,581	9,918,010
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	40,379	27,406
(うち新株予約権)	(40,379)	(27,406)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額(千円)	10,257,201	9,890,604
普通株式の発行済株式数(株)	16,531,157	16,531,157
普通株式の自己株式数(株)	127,314	121,009
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数(株)	16,403,843	16,410,148

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 38.93円	1株当たり四半期純利益金額 44.83円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 38.57円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 44.12円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	638,996	735,517
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	638,996	735,517
期中平均株式数(株)	16,412,972	16,405,519
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	153,618	263,846
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	5.70円	1株当たり四半期純利益金額	20.62円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	5.64円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	20.26円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	93,670	338,380
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	93,670	338,380
期中平均株式数(株)	16,412,784	16,403,929
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	192,067	295,879
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成22年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....98,424千円

(ロ) 1株当たりの金額.....6円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年12月6日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社ケーブイケー  
(商号 株式会社 K V K)  
取締役会 御中

### 監査法人アンビシャス

代表社員 公認会計士 吉田 実郎 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 諏訪 直樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケーブイケー(商号 株式会社 K V K)の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケーブイケー(商号 株式会社 K V K)及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社ケーブイケー  
(商号 株式会社 K V K)  
取締役会 御中

### 監査法人アンビシャス

代表社員 公認会計士 吉田 実郎 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 諏訪 直樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケーブイケー（商号 株式会社 K V K）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケーブイケー（商号 株式会社 K V K）及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。